

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(現金保管事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

現金保管事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

現金保管事務

- ・ 主に実地調査日当日、直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

危機管理室、中央卸売市場、健康局、行政委員会事務局、福島区役所、西区役所、旭区役所、住之江区役所及び会計室

(注) 実地調査は、全所属（IR推進局、大阪都市計画局を除く。）から過去の監査数や現金取扱状況などを勘案し、4局室（危機管理室、中央卸売市場、健康局、行政委員会事務局）、4区役所（福島区役所、西区役所、旭区役所、住之江区役所）を選定し、当該所属の1部署の実地調査時点の現金保管状況（金庫等の管理状況を含む。）について、所属への監査の実施通知を行ったものの対象部署へ事前通知を行わず調査を行った。調査期間は令和5年4月17日から同年4月28日まで。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 事務処理誤りに伴う現金の紛失等が発生するリスク	ア 対象所属は、会計室策定のマニュアルに沿って現金を保管しているか。	指摘事項1 (1) 指摘事項1 (2)

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 現金収納保管事務マニュアル等について

会計室が策定した現金収納保管事務マニュアルには、金庫や施錠可能なロッカー（以下「金庫等」という。）で現金を保管して施錠を確実に行っていても、金庫等の鍵の管理がずさんであれば、適切な保管であるといえないとされ、次のとおり記載されている。

- ・ 誰もが容易に金庫等の解錠を行うことができる状態は避けること
- ・ 金庫等の鍵は、その保管場所を知る職員を必要最小限に制限した上で、業務時間外は施錠可能な場所で保管する（容易に推察される場所での保管とならないよう工夫する）
- ・ 鍵の保管場所は、人事異動の際に適宜変更する
- ・ ダイヤル番号や暗証番号による鍵の機能が備え付けられているもので、番号の変更が可能なものも同様に、人事異動の際には番号を変更する（番号を金庫の周辺に貼らない）
- ・ 宿日直専門員が配置されている所属において、業務時間外の金庫等の鍵の管理を宿日直専門員に行わせるときは、金庫等の鍵を施錠可能な小型金庫等に入れ、施錠した上で引き渡す
- ・ 現金等の適正な保管・管理のために1週間に一度、「現金等の安全保管に関する自主点検表」を使用し、所属において事後点検を行うこと

(1) 現金収納保管事務マニュアルの運用について改善を求めたもの

【中央卸売市場及び西区役所に対して】

今回の監査において、金庫等の鍵の保管及び管理について実地で調査した結果、調査時点で次の事実が見受けられた。

- 中央卸売市場南港市場において、人事異動の際に金庫の暗証番号の変更及び金庫等の鍵の保管場所の変更が行われていなかった。なお、暗証番号の変更については記録がなく、直近で変更された時期は不明であった。

中央卸売市場南港市場によれば、金庫は電子錠とシリンダー錠の二重施錠であり、また、金庫の鍵は常時施錠しているキャビネットに保管しており、その鍵は金庫管理者の座席の施錠できる引出しにて保管しているとのことであった。

さらに、金庫は執務室とは別の施錠可能な部屋に設置され、職員の不在時は施錠していることから、鍵の保管場所を何重にも設けて施錠することにより、盗難対策は適切であると判断していたとのことであった。

- 西区役所は、業務時間外における金庫等の鍵の管理を宿日直専門員に行わせているが、小型金庫等に入れず、鍵のみを引き渡す取扱いとしていた。なお、実地調査にて確認した西区役所保健福祉課の金庫は、ダイヤル錠とシリンダー錠の2重施錠であったが、職員においてダイヤル番号の変更が容易にできる金庫ではないため、少なくとも使用を開始した平成9年度から調査時点までダイヤル番号の変更は行われていなかった。

西区役所によれば、金庫はダイヤル錠とシリンダー錠の二重施錠となっていることから、盗難対策は適切であると判断していたとのことであった。

これらは、現金収納保管事務マニュアルの遵守にかかる認識が不足していたことが原因である。

現状では、金庫等の鍵について、長期間同様の暗証番号、保管場所及び管理方法にしていることで、それらを知る者が必要最小限に制限されず、内部からの盗難の可能性が高まるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1 (1)]

1. 中央卸売市場は、人事異動の際に、金庫の暗証番号の変更及び金庫等の鍵の保管場所の変更を行われたい。
2. 西区役所は、小型金庫等に金庫等の鍵を入れ施錠した上で、宿日直専門員に引き渡されたい。
3. 中央卸売市場及び西区役所は、今回の監査を契機に改善を行った金庫等の鍵の保管及び管理について、引継書等の記録に残し、組織内での確実な継承を図られたい。

(2) 現金収納保管事務マニュアル及び安全保管に関する自主点検表の改善を求めたもの

【会計室に対して】

今回の監査において、現金収納保管事務マニュアル及び現金保管事務にかかる帳票を確認したところ、次のような事実があった。

- 現金収納保管事務マニュアルには、業務時間外の金庫等の鍵の管理を宿日直専門員に行わせるときは、金庫等の鍵を施錠可能な小型金庫等に入れ、施錠した上で引き渡すこととされているが、「現金等の安全保管に関する自主点検表」に当該点検項目がない。
- 「現金等の安全保管に関する自主点検表」における人事異動に伴う対応の点検項目は、図表－１のとおりとなっており、金庫のダイヤル番号を変更すれば、金庫等の鍵の保管場所を変更する必要はないように読み取れ、人事異動の際は金庫等の鍵の保管場所を適宜変更するとしている現金収納保管事務マニュアルとの整合性がとれていない。

図表－１ 現金等の安全保管に関する自主点検表（抜粋）

6 人事異動に伴う対応（点検期間内に人事異動があった場合のみ記入）	
金庫責任者、金庫管理者、金庫取扱者の人事異動があったので次のとおり点検しました。	
・点検項目	
点検結果	点検項目
	金庫責任者・金庫管理者・金庫取扱者名簿の変更を行った。
	公金事故発生時連絡網の変更を行った。
	ダイヤル番号の変更を行った。 ※行わなかった理由 ()
	ダイヤル番号の変更が行えないため、鍵の保管場所の変更を行った。 ※行わなかった理由 ()

「現金等の安全保管に関する自主点検表」は、所属において行う現金等の適正な保管・管理のための仕組みであるが、点検項目に現金収納保管事務マニュアルと整合性がとれていないものや不足しているものが見受けられ、所属が現金収納保管事務マニュアルに沿った運用を行っているかどうかの自主点検を行うには、不十分であった。

また、会計室によれば、現金収納保管事務マニュアルは遵守すべきものとしつつも、遵守できない状況がある場合、所属の対策によっては、適正と判断できることもあるとのことであったが、現金収納保管事務マニュアルには、その場合に所属の実情に沿った運用も可能であることは記載されておらず、金庫等の鍵の管理方法について、どこまでの対策を行えば適正なのかの判断基準が不明確であった。

上記の要因から、今回の監査の結果のとおり、盗難対策は十分であると所属が独自に判断し、現金収納保管事務マニュアルが遵守されなかったと考えられる。

現状では、現金収納保管事務マニュアルに沿った運用が行われないリスク及び自主点検表が形骸化するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1 (2)]

会計室は、所属が適切に確認や見直しを行えるよう、「現金等の安全保管に関する自主点検表」を改訂されたい。また、現金収納保管事務マニュアルに、適正な金庫等の鍵の管理方法について、判断基準を明確にするとともに、判断に疑義が生じた場合の相談体制等についても示されたい。

なお、それらの周知に当たっては、所属に改訂趣旨等が伝わるよう工夫されたい。

第7 その他

留意すべき事項

今回、現金保管事務の監査については、所属への監査の実施通知を行ったものの対象部署への事前通知を行わず、実際の現金保管状況を実地調査した。

実地調査を実施した8所属中2所属において、現金収納保管事務マニュアルが遵守されていなかった状況から、監査の対象とならなかった所属においても、同様の事実が発生している可能性があると考えられる。

会計室は今回の監査結果を踏まえ、「現金等の安全保管に関する自主点検表」の改訂後に、各所属の点検状況の確認を行うなど、けん制機能を活用しながら点検を徹底させるとともに、現金保管事務がより一層適切に運用されるよう、各種制度の案内や研修の実施などにより各所属を支援されたい。